

マネジメントシステム認証機関
に対する認定の補足基準
ーイベントサステナビリティマネジメントシ
ステムー

JAB MS110:2019

第1版：2019年4月3日

公益財団法人日本適合性認定協会

序文

この基準は、ISO 20121 イベントサステナビリティマネジメントシステムの審査及び認証を行うマネジメントシステム認証機関に対する固有の要求事項を補足するために、基準を作成したものである。

1. 適用範囲

この基準は、ISO 20121「イベントサステナビリティマネジメントシステム」(以下、ESMS という)に基づくマネジメントシステムの審査及び認証の能力、一貫性及び公平性、並びにこれらの審査及び認証を行う第三者適合性評価機関(以下、「認証機関」という)に対する要求事項の補足基準として規定する。

この基準は、公益財団法人 日本適合性認定協会(以下、「本協会」という)が認証機関を審査し認定するために使用する。

2. 関係文書

次に掲げる文書は、この基準に引用されることによって、この基準の規定の一部を構成する。この項に掲げる文書のうちで、西暦年又は改正版を付記してあるものは、記載の年版又は版を適用し、その後の改正版(追補を含む)には適用しない。西暦年又は改正版の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト(www.jab.or.jp)で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用文書 (Normative documents)

次に掲げる文書は、この手順に引用されることによって、この手順の規定の一部を構成する。

JIS Q 17000	適合性評価－用語及び一般原則
JIS Q 17011	適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項
JIS Q 17021-1:2015 (ISO/IEC 17021-1:2015)	適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項－第1部：要求事項
ISO/IEC TS 17021-4:2013	Conformity assessment -- Requirements for bodies providing audit and certification of management systems -- Part 4: Competence requirements for auditing and certification of event sustainability management systems
JAB MS200	マネジメントシステム認証機関の認定の手順

2.2 一般認定基準

次に掲げる文書は、マネジメントシステム認証機関に対する認定の一般基準として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

IAF MD1	IAF Mandatory Document for the Audit and Certification of a Management System Operated by a Multi-Site Organization
IAF MD2	IAF Mandatory Document for the Transfer of Accredited Certification of Management Systems
IAF MD3	IAF Mandatory Document for Advanced Surveillance and Recertification Procedures
IAF MD4:2008	IAF Mandatory Document for the use of Computer Assisted Auditing Techniques (“CAAT”) for Accredited Certification of Management Systems

IAF MD5	Determination of Audit Time of Quality and Environmental Management Systems
IAF MD11	IAF Mandatory Document for Application of ISO/IEC 17021 for Audits of Integrated Management Systems (IMS)

3. 用語及び定義

この基準で用いる主な用語の定義は、JIS Q 17021-1、JIS Q 9000、JIS Q 9001、JIS Q 17000 及び JIS Q 17011 による。

4. 原則

原則は、JIS Q 17021-1 による。

5. 一般要求事項

5.1 認証機関は、JIS Q 17021-1、IAF MD1、IAF MD2、IAF MD3、IAF MD4、IAF MD5、IAF MD11に規定する要求事項に加え、この基準に含まれる、認証機関に対するすべての要求事項に適合することを確実にしなければならない。【6.6】

6. プロセス要求事項

プロセス要求事項は、JIS Q 17021-1 による。

6.1 審査工数の決定

6.1.1 認証機関は、審査工数を決定する場合に、次の要素を考慮しなければならない。

- a) 環境、社会、経済の側面の性質
- b) イベント開催日数
- c) イベント数（単独イベント 又は複数イベント）
- d) イベント参加人数（1日あたり）
- e) イベント実施場所（陸上（屋外又は屋内）、又は水域）
- f) ESMS 有効要員

6.1.2 ESMS 審査については、ESMS の複雑さ、及び有効要員に基づいて審査工数を決定しなければならない。

審査工数には、組織の所在地における現地審査、審査計画、文書のレビュー及び審査報告のための工数を含む。審査工数を決定する場合に、附属書 A に規定する審査工数の表を使用しなければならない。審査工数の計算方法は、附属書 A による。実際のプロセス及び組織構造が、審査工数の削減を正当化できるものである場合、認証機関は、その決定の根拠を示し、かつ、記録することを確実にしなければならない。

6.1.3 ESMS の複雑さのカテゴリーは、ESMS リスクの性質、頻度、並びに重大性に基づき、次のとおり、分類しなければならない。

- 高 – ハイリスクの性質、頻度、並びに重大性
- 中 – 中程度のリスクの性質、頻度、並びに重大性
- 低 – 低い程度のリスクの性質、頻度、並びに重大性

ESMS の複雑さは、6.1.1 に準じて決定しなければならない。

注記：組織の ESMS のリスクの性質を評価する場合、イベント開催日数と来場者数から評価を行うことができる。

表 1－ESMS の性質の分類例

開催日数/イベント来場者数 ¹⁾	5000 名以上	100 名以上	～100 名未満
1 か月以上半年未満	高	高	中
2 週間以上 1 か月未満	高	中	中
2 週間未満	高	中	低

- 1) イベント来場者数は一日あたりの最盛時の利用者数に回転数をかけて推計する。（国土交通省 観光庁 観光入込客統計に関する共通基準(平成 25 年 3 月改定)及び観光入込客統計に関する共通基準 調査要領 観光入込客数の把握方法 に基づく観光入込客数の推計方法) なお、来場者数には観客数も含む。

注記: ESMS の複雑さの分類は、ESMS のリスク管理の失敗から生じる結果とも関連付けることができる。

- 高 – リスク管理に失敗することで、持続可能なイベントに**重大な事故や事件**が発生し、環境、経済、社会側面を著しく損ねる可能性がある。
- 中 – リスク管理に失敗することで、持続可能なイベントに中程度の事故や事件が発生し、環境、経済、社会側面を損ねる可能性がある。
- 低 – リスク管理に失敗することで、持続可能なイベントに小規模程度の**事故や事件**が発生し、環境、経済、社会側面のいずれかを損ねる可能性がある。

なお、環境側面に関する複雑さについては、IAF MD 5:2019 附属書 A 表 EMS 2 を考慮に入れることが望ましい。また、社会側面の労働安全に関するリスクの複雑さについては、IAF MD 5:2019 附属書 C 及び表 OH&S リスクの複雑さのカテゴリーを考慮に入れることが望ましい。

6.1.4 ESMS における有効要員とは、ESMS 要求事項を満たすことに積極的に寄与する人々とする。

注記 1 ESMS 有効要員は、組織の管理下または影響下にある組織のイベントサステナビリティを確立し、実施し又は維持するために、ESMS の適用範囲及び境界の内側での ESMS に要求事項に寄与する。

注記 2 有効要員には請負者(サプライヤー)を含めてもよい。

6.1.5 認証機関は、認証範囲に対して及び審査プログラムにおける各審査に対して ESMS 有効要員の数を決定するプロセスを定め、それを文書化しなければならない。ESMS 有効要員の数を決定するプロセスについては、ESMS 要求事項を満たすために積極的に寄与する人々が含まれていることを確実にしなければならない。

ESMS 有効要員の数を決定するためのプロセスを定める場合、次を含め、ESMS に重大な影響を及ぼす要員を考慮に入れなければならない。

- トップマネジメント
- 管理責任者（複数でもよい。）
- ESMS マネジメントチーム
- ESMS のパフォーマンスに影響を与える重大な変更に関与する人（複数でもよい。）

- e) ESMSの有効性に責任を負う人（複数でもよい。）
- f) 目的、目標及び行動計画を含め、ESMSパフォーマンス改善の進展、実施又は維持に責任を負う人（複数でもよい。）

6.1.6 効果的な要員数の計算はピークシーズンの営業時に通常勤務している人数を基に行うものとする。未熟練要員を大量に採用していたことによる要員数削減は、関連するESMSリスクを考慮せずに行ってはならない。

6.1.7 ESMS 審査工数の調整を検討する際の追加の要因を次に示す。ただし、これらに限定されるものではない。

- 1) マネジメントシステム審査工数を増やす：
 - a. 複雑なイベント実施場所（当該イベント分野の典型的な場所と比べてリスクがより高い場合。）
 - b. 利害関係者の見解。
 - c. 審査工数の増加を必要とする間接的側面。（早朝及び夜間のイベントの実施の場合、イベント特有の持続可能性に関わる問題がある場合等）
 - d. 重大な事故、災害が発生しうるリスクがイベント会場（施設）内に存在する場合。
- 2) マネジメントシステム審査工数を減らす：

他のマネジメントシステム認証を取得し、マネジメントシステムに成熟している場合（例えば、QMS, EMS, OH&S等）

6.1.8 一時的サイトについて、ESMS の場合、サンプリング対象のサイトはクライアントの認証、規模、活動およびプロセスの種類、関連する危険の種類および関連する ESMS リスク、進行中のプロジェクト段階の範囲を代表するものでなければならない。

6.1.9 審査範囲の決定については、サステナビリティの優先順位を踏まえた上で、イベント運営でサステナビリティの設定から除外されている活動を特定し、審査の対象となる事業所、該当する場合、イベント会場や仮施設、組織の単位、活動及びプロセスのような、審査の範囲及び境界を記述しなければならない。イベント運営でサステナビリティの設定から除外されている活動がない場合には、ISO/IEC 17021-1 9.2.1.3 に準じて、審査範囲を記述しなければならない。

附属書 A－イベントサステナビリティマネジメントシステム

表 ESMS 1－イベントサステナビリティマネジメントシステム
有効要員数、ESMS の複雑さのカテゴリーと審査工数との関係
(初回審査のみ－第一段階＋第二段階)

有効要員数	審査工数 第一段階＋第二段階 (日数)			有効要員数	審査工数 第一段階＋第二段階 (日数)		
	高	中	低		高	中	低
1-5	3	2.5	2.5	626-875	17	13	10
6-10	3.5	3	3	876-1175	19	15	11
11-15	4.5	3.5	3	1176-1550	20	16	12
16-25	5.5	4.5	3.5	1551-2025	21	17	12
26-45	7	5.5	4	2026-2675	23	18	13
46-65	8	6	4.5	2676-3450	25	19	14
66-85	9	7	5	3451-4350	27	20	15
86-125	11	8	5.5	4351-5450	28	21	16
126-175	12	9	6	5451-6800	30	23	17
176-275	13	10	7	6801-8500	32	25	19
276-425	15	11	8	8501-10700	34	27	20
426-625	16	12	9	>10700	上記増加率に従う		

注記 1：審査工数は、ESMS リスクの複雑さのカテゴリーが高い、中、低い審査に対して示されている。

改定履歴（公開文書用）

版 番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2019-04-03	MSマネジャ ー	MS技術委 員会

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

日本生命五反田イーストビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。